

公益社団法人大阪府看護協会ナーシングアート大阪会館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という。）定款細則第24条に基づき、会館ナーシングアート大阪（以下「本会館」という。）の会館利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 本会館の利用者は、本会定款第3条の目的及び管理・運営に支障がない範囲において利用することができる。

(利用者の範囲)

第3条 本会館を利用できる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本会会員
- (2) その他会長が適当と認める者

(利用日及び利用時間)

第4条 本会館の利用は、休館日を除く毎日9時から17時までとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 利用区分は次の各号に定める通りとする。また、利用時間には会場の設営・準備・撤去等すべての時間を含むものとする。

- (1) 全日利用 9時～17時
- (2) 半日利用 9時～13時、13時～17時

(休館日)

第5条 本会館の休館日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原則、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日
- (2) 12月29日～1月3日
- (3) その他会長が特に必要と認めた日

(利用の申し込み)

第6条 本会館を初めて利用する者は、会館利用者登録申請書（様式1）を会長に提出し、利用申請者として承認を受けるものとする。また、申請内容に変更が生じた場合は直ちに再申請をし、承認を受けるものとする。

2 本会館の利用申込者は、利用予定日の6ヶ月前から7日前までに、ナーシングアート大阪会館利用申込書（様式1-1）、及び、ナーシングアート大阪附属設備利用申込書（様式

1-2) を本会に提出する。なお、申し込み開始日及び終了日が休館日の場合は、翌開館日とする。

3 申込者から請求があったときは、必要に応じ、所定の見積書、を発行する。

(利用の取消又は変更届)

第7条 利用の取消または変更の場合は、遅くとも利用日前開館日迄に本会に連絡のうえ、ナーシングアート大阪利用取消・変更届(様式1-3)を提出する。

2 利用取消又は変更の場合の会館及び付帯設備利用料のキャンセル料は請求しないものとする。ただし、外部業者等への委託に関するキャンセル料が発生する場合は利用申込者負担とする。

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表1に定めるとおりとする。

2 その他会長が必要と認めたときは、そのつど伺いをもって定めるものとする。

(利用の承認及び利用料金の納入)

第9条 利用の承認をした場合、所定の請求書を利用者に送付して、利用料金を請求する。

2 利用者は、請求された利用料金を入金期日までに納入しなければならない。

(利用制限等)

第10条 本会は、利用者及び利用内容等が次の事項の一に該当すると判明した場合は、利用承認後及び利用当日も含め、利用承認の取り消し、または、利用の制限、もしくは停止をすることができる。

(1) 利用申込書及びその他提出書類に偽りがあるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団の利益になり、または、利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 公序良俗に反する恐れがあると認められるとき。

(4) 会館管理上ならびに本会の事業運営上支障があると認められるとき。

(5) 本会館の利用権の全部または一部を第三者に譲渡・転貸する等の行為が発覚したとき。

(利用心得)

第11条 本会館を利用しようとする者は、次の事項を厳守するものとする。

(1) 利用者は、事前の準備から撤去終了まで、催事の運営について全ての責任を負うものとする。

- (2) 会場の定員を超えて入場させない。
- (3) 大音量、振動、臭気等の発生、周辺道路の占拠等、他の利用者及び近隣の迷惑となる行為をしない。
- (4) 会館は、敷地内全域禁煙とする。
- (5) 会館周辺での違法駐車をしてはならない。
- (6) 自動車による来館を禁止する。搬入出の為に一時的に自動車を駐車する場合は、事前に本会の許可を得る。なお、搬入出の時間を厳守し、駐車場ではアイドリング禁止とする。
- (7) 飲食は、定められた場所で行う。
- (8) 使用時に出たダンボールや弁当箱等のゴミ類は、各自で処分する。
- (9) 機械器具、備品、その他の施設及び付属品を破損、汚染または紛失してはならない。
- (10) 故意または過失によって破損、汚染または紛失した者は、その者に責任のもと、これを原状回復するか、またはその実費を弁償しなければならない。
- (11) 利用中または準備・撤去中に本会館内で発生した利用者（参加者・関係者を含む）の所有物の盗難、展示物の盗難・破損等のすべての事故に関しては、主催者責任とし、賠償責任等も本会は負わないものとする。
- (12) 天災もしくは緊急事態、交通機関のスト等の不可抗力によって催物を実施できなくなった場合の損害についても、本会では責任を負わないものとする。
- (13) 前条の規定により利用の承認取り消し、または、中止を命ぜられたことにより利用者側が損害を受ける場合にあっても、その損害について本会は一切の責任を負わないものとする。
- (14) 利用者は催事終了後、設営物を撤去し、施設、設備を原状に回復しなければならない。
- (15) 利用者は、利用終了したことを報告し、その点検を受けること。

（その他）

第 12 条 この規程に定めるもののほか、本会館の利用に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定めるものとする。

（規程の改廃）

第 13 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 14 年 7 月 12 日から施行する。ただし、すでに申し込まれたものについては、新旧いずれか低い方の料金を適用する。

附則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 10 月 13 日から施行する。

附則

この規程は、平成 21 年 10 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、平成 24 年 7 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。